

被保護者が居所不明となった場合の生活保護の廃止に係る取扱いの明確化について

○ポイント

- 生活保護は、憲法に基づき最低限度の生活を保障する最後のセーフティネット
- 安易な保護廃止は餓死事案など重大な問題を引き起こす可能性**あり。

※被保護者が「居所不明」として生活保護の廃止をしたものの、実際は家におり、その後餓死が発覚して問題となった事案あり

- 居所不明の場合の保護廃止手続の明確化の前提として、**まずは、どのような場合に「居所不明」と判断してよいかについて、慎重な検討を行う**ことが必要。



福祉事務所は居所不明として保護廃止をしたものの、実際には家におり、両者とも亡くなっていた事案（訪問時での生死は不明）

④実際には家におり、その後餓死が発覚

○今後の対応

- R4年度に調査研究事業を立ち上げ、実際にどのようなケースを居所不明と取り扱っているのか、また居所不明と認定した場合にどのように相手方にその旨を伝えているのかといった**実務の詳細を把握**。
- 上記調査で得られた結果から、弁護士等の法律の専門家の知見も活かしつつ、**居所不明の際の取扱いを法的に整理・検討**する調査研究事業をR5年度に実施した上で、最終的な対応を検討。